



## ひょうごボランティアプラザ

ボランティア活動を支援する全県支援拠点として平成14年6月に神戸クリスタルタワーにオープンしました。兵庫県が設置して、兵庫県社会福祉協議会が運営しています。

### 基本コンセプト

- 地域支援拠点や中間支援組織に対する支援
- 情報ネットワークの基盤強化
- 多彩な活動資金支援

### 主な機能

- 交流・ネットワーク
- 人材養成(エンパワーメント)
- 情報提供・相談
- 調査・研究
- 活動資金支援

### ひょうごボランティアプラザ

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3  
神戸クリスタルタワー6階

TEL:078-360-8845

FAX:078-360-8848

E-Mail:vplaza@hyogo-wel.or.jp

http://www.hyogo-vplaza.jp/

- JR「神戸駅」徒歩3分
- 神戸高速鉄道「高速神戸駅」徒歩7分
- 神戸市営地下鉄海岸線「ハーバーランド駅」徒歩3分



ボランティア・市民活動に参加する人の

# ボランティア活動 ハンドブック



ひょうごボランティアプラザ

平成21年3月

## ボランティア活動ハンドブック

編集・発行/兵庫県社会福祉協議会ひょうごボランティアプラザ  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3  
神戸クリスタルタワー6階  
TEL.078-360-8845 FAX.078-360-8848

この冊子は兵庫県共同募金会の「共同募金配分事業」で作製しました。



## ボランティア活動って何？

ボランティア活動とは、分野や形態・内容を問わず、「地球市民」としての多様な市民活動を総称した活動で、「支えあい・助け合い」に基づいたボランティア活動や、NPO法人やセルフヘルプグループが行う活動などが含まれます。

兵庫県の「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」（平成10年12月施行）では、県民ボランティア活動を次のように定義しています。

- ① **県民が行い、又は県民のために行う活動であること**
- ② **自発的で自律的な活動であること**  
誰からも強制されない、自由な意志に基づいて行われるものであり、また、活動に関して責任が伴います。
- ③ **営利を目的としない不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動であること**  
活動の資金を得るための事業を行ってもかまいませんが、事業で得た収益を構成員の間で分配してはいけません。また、事業も特定の団体・個人等のためではなく、不特定かつ多数の利益の増進を図る必要があります。
- ④ **宗教活動・政治活動を主たる目的とする活動等でないこと**

### 参考

ボランティアとは「自発的に、自分の意志に基づいて社会が抱える福祉問題、平和問題、自然環境保護問題、人権問題等々私たちの生活をめぐる問題や解決すべき課題を自分とのかかわりで主体的にとらえ、その解決や支援のために一市民として参加し活動する人」

（出典）全国社会福祉協議会「ボランティア活動の基礎知識と理論」（平成5年）

ボランティア活動のポイントとして次の3点があげられます。

POINT

①

### 自発性

ボランティア活動は、誰かに命令や強制されて行う活動ではありません。共感を基盤に自らすすんで活動をしましょう。

POINT

②

### 公益性

ボランティア活動は、誰もが、いきいきと豊かに生活できる社会づくりをめざした活動です。お互いが支えあう社会づくりをめざしましょう。

POINT

③

### 非営利性

ボランティア活動は、お金儲けのための活動ではありません。活動で得た収益は、社会のために還元することが大切です。

ほかにもポイントはありますが、無理せず、興味のあることから、できることからまず始めること、これがボランティア活動のコツです。



## ボランティア活動を知ろう ————— 1~5

ボランティア活動って何？

すすむ参画と協働

ボランティアグループとNPOの違い

いろいろあるぞ！ボランティア活動

## NPOについて考えよう ————— 6~9

NPO法人設立の要件

NPO法人になるための手続き

県内NPO法人の現状

## ボランティア活動を実践しよう ————— 10~22

ボランティア活動をすすめるために

ボランティア活動をする上で気をつけたいこと

ボランティアセンターへ行こう！！

ボランティアセンターの機能

県内ボランティアセンターの連絡先

市町域の支援機関

生活協同組合コープこうべのボランティアセンター

NPO法人設立の相談窓口

兵庫県ボランティア・市民活動災害共済のご案内

ひょうごボランティアプラザ





## すすむ参画と協働

ボランティア活動の高まり、深まりとともに、「参画」と「協働」が広がり始めています。

**「参画と協働」**とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出し合っ、みんなで力を合わせて主体的に取り組んでいくことであり、これからの地域づくりには、欠かせないものとなっています。

### ●参画と協働条例の施行

兵庫県では、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「**県民の参画と協働の推進に関する条例**」を平成15年4月に施行しました。

### ●「参画と協働」の2つの場面

「参画と協働」には、県民同士のパートナーシップ、県民と県行政とのパートナーシップという2つの場面があります。

### 県民と県民の パートナーシップ

—地域社会の共同利益の  
実現への参画と協働—

子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など県民の皆さんが、主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているものだけでなく、地域を超えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。

### 県民と県行政の パートナーシップ

—県行政の推進への参画と協働—

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進に取り組むことを指します。

(出典)兵庫県「みんなでつくる元気ひょうご」(平成20年11月)



## ボランティアグループとNPOの違い

ボランティアグループもNPOも「よりよい社会(地域)にしたい」という“思い”や“志”をもって行動することは同じですが…

### ●ボランティアグループは、【個人】の意志を主体としたもの

ボランティア活動は、みんなが豊かで幸せに暮らせるように、自分の時間を使って、自分のできることにすすんで参加する活動で、ひとりではできない場合は、グループで活動します。

### ●NPOは、【継続的に事業を行う組織】の意志を主体としたもの

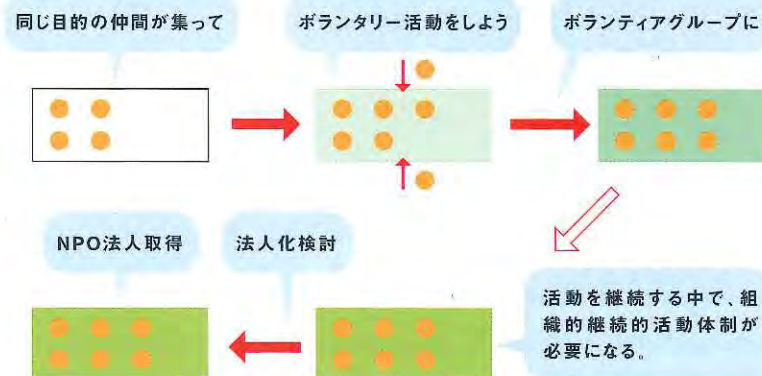
NPOとは、非営利組織のことで、お金儲けではなく、社会の様々な課題を解決することを目的として、市民が中心となって活動を行う組織です。このなかには同窓会や業界団体のように会員の利益を図る団体(共益団体)と不特定多数の利益を図る団体(公益団体)が含まれ、後者のうち特定非営利活動促進法に基づいて認証を受けた公益団体がNPO法人となります。

グループ



組織

### イメージ図





## いろいろあるぞ！ボランティア活動



- ① 買物手伝い ② 野外活動等の指導・介助 ③ 募金活動(災害救援等) ④ クリーン作戦
- ⑤ 給食・配食サービス ⑥ 案内・説明(ガイドヘルプ) ⑦ 献血 ⑧ スポーツ、レクリエーション等の指導・仲間づくり
- ⑨ 環境保全活動(リサイクル・リユース) ⑩ 地域安全活動(交通・防犯) ⑪ 車イス介助、外出介助

その他



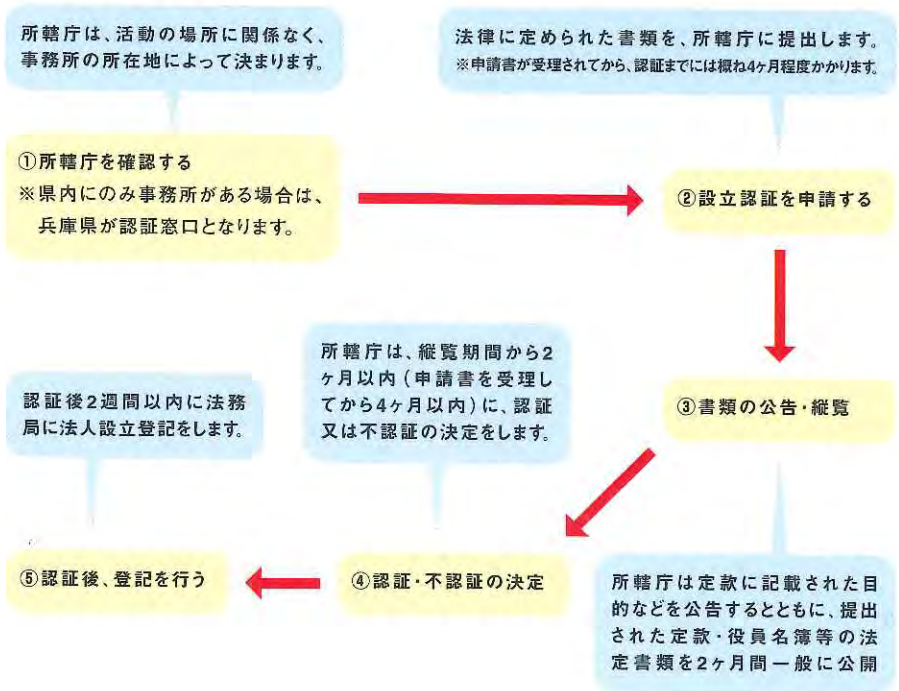
- ⑫ 子どもの健全育成 ⑬ 手話 ⑭ リハビリテーションの介助 ⑮ 収集活動(ベルマーク、使用済み切手等)
- ⑯ 入浴、洗髪介助 ⑰ 家の修理・バリアフリー化 ⑱ 食事作り、食事の介助 ⑲ 外国人への日本語教育
- ⑳ 創作・演奏活動(美術工芸・音楽・演劇等)

その他



## NPO法人になるための手続き

NPO法人になるためには、次の手続きが必要です。



### NPO法人を取得すると・・・

こんなことが可能になる	こんな義務が生じる
① 団体としての規律が整う。	① 事業報告書、役員名簿、収支計算書などを公開しなければならない。
② 法人として契約や申請ができる。	② 法令や定款に基づいた事業運営をしなければならない。
③ 寄付や助成金を集めやすい。	③ 利益を役員や会員に還元できない。
④ 介護保険などの事業者になれる。	④ 収益事業について税務署への申告義務が生じる。
⑤ 初期費用が少なくても、簡単に法人化できる。	⑤ 合併や解散に際し、勝手に財産を処分できない。



## NPO法人設立の要件

NPO法人を設立するには、次の要件を満たすことが必要です。

### 1 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

特定非営利活動とは、次の17項目に該当する活動であって、かつ、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする活動です。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 2 営利を目的としないこと

活動により得た収益を構成員（理事や社員）に分配することができません。

### 3 宗教活動を主たる目的としないこと

### 4 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと

### 5 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと

### 6 社員が10人以上であること

社員とは、法人の構成員のことをいいます。会社に勤務する人（会社員）のことではありません。

### 7 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

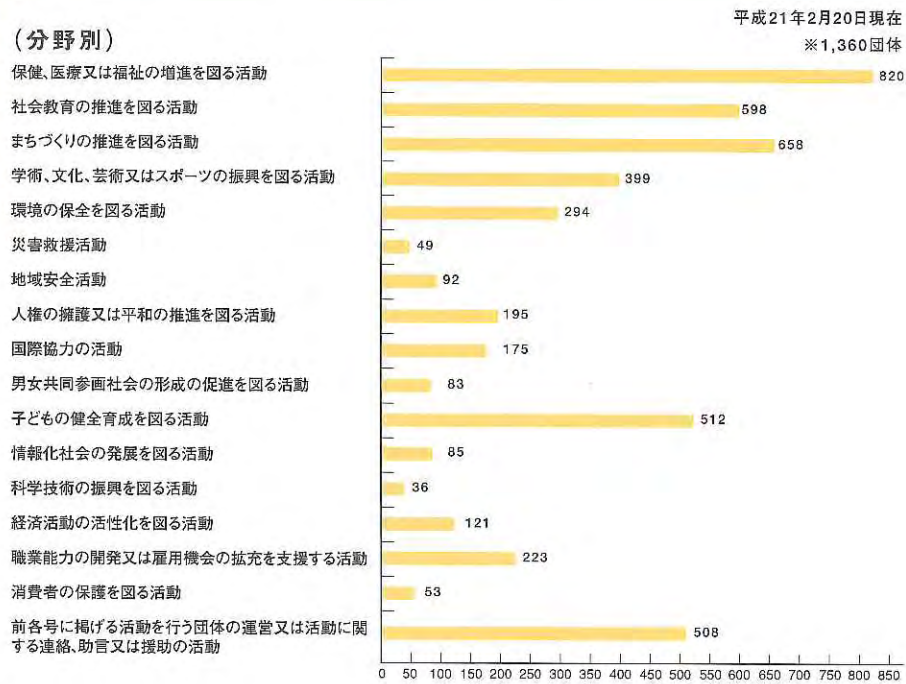
### 8 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

### 9 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと



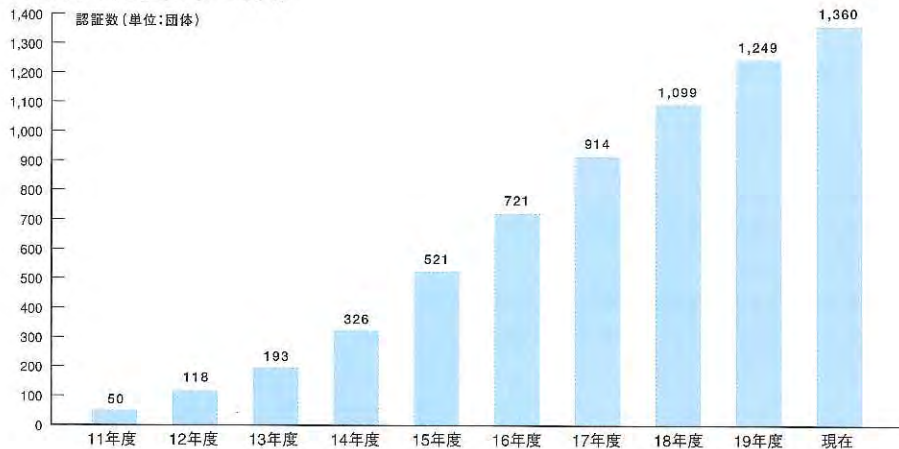
## 県内NPO法人の現状

### (分野別)

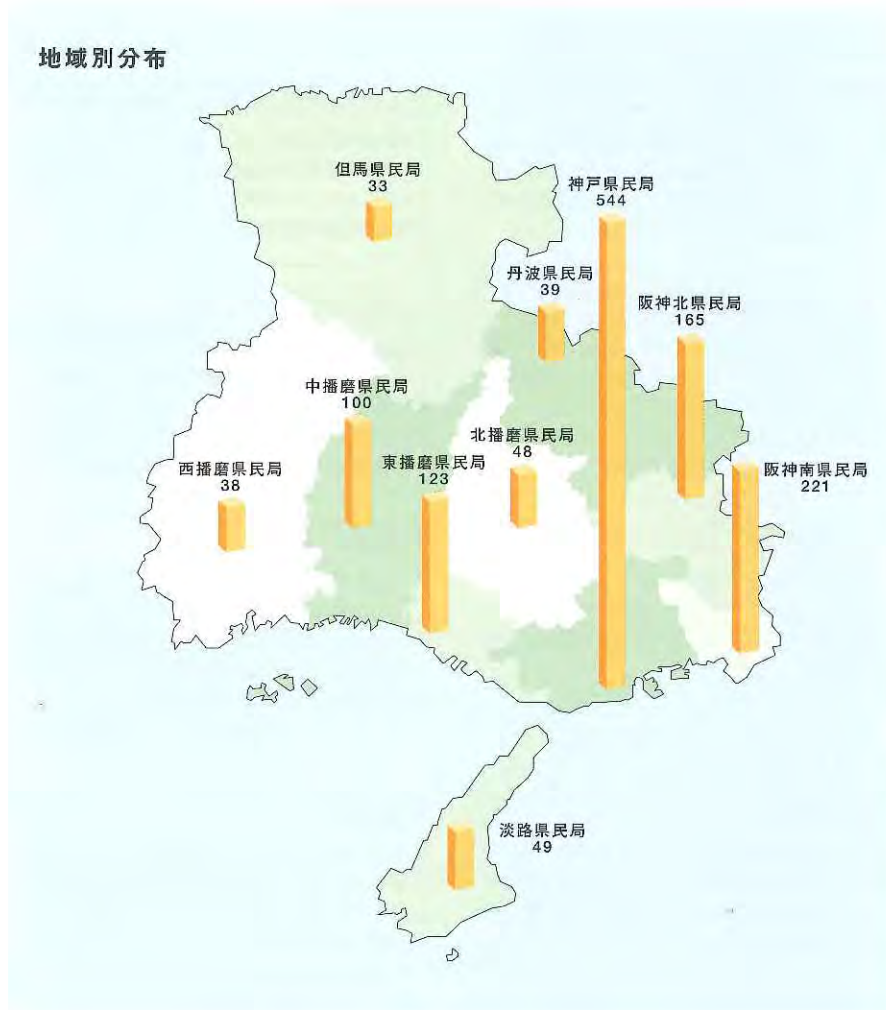


(※) 複数の活動分野をもつ団体があるので合計は1,360にならない。

### 兵庫県の認証団体の推移



### 地域別分布



県民局名	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
団体数	544	221	165	123	48	100	38	33	39	49	1,360



## ボランティア活動をすすめるために

### I. どこで活動するか

#### a. 在宅支援で

自立生活をするために援助が必要な人に対する活動で、日常生活に関わる支援が中心。居住地や近隣の地域など日常生活圏での活動が現実的。

#### b. (福祉) 施設などで

高齢者や障害を持つ人が「生活」する場での活動。訪問・交流から精神的な支援まで幅広い。

#### c. 学校・地域などで

学校では福祉学習の一環やクラブ活動で、交流や収集活動などが、地域では自分の経験や能力を生かしたボランティアや子育て支援など。

#### d. 会社や職場などで

会社や労働組合でも、企業の社会貢献活動(CSR)を柱に社内、家族、地域、国際、環境と幅広い。社内のスポーツサークルや趣味の会の活動を活かすこともできる。

#### e. NPO法人で

最近では、NPO法人で専門性の高いボランティアとして、活動する人が増えている。例えば、外国人への日本語教育、高齢者向けのパソコン教育、観光地でのツアーガイドなどがある。実費程度の料金がかかる場合もある。

#### f. 広域・海外で

ここ数年の災害救援に見られるような全国からの直接・間接支援や海外の人々への緊急援助や持続可能な開発のための支援などがある。福祉のまちづくりに参画するなど地域全体を視野に入れた活動もある。

### II. 誰を対象とするか

#### a. 高齢者

在宅、施設利用者などさまざまだが、話し相手やレクリエーション、入浴や食事、外出の介助、通院や買い物、配食など生活場面に広く関わる。

#### b. 障害者

障害を持つ人々の生活は、限られた範囲の人間関係によって成り立っている場合が多いので、豊かな人間関係を築くことを大切にしたい活動を目指したい。

#### c. 児童

児童福祉施設などでの勉強やスポーツの相手や、行事への協力、生活上の相談、家庭内暴力(DV)の相談に乗るなどの活動がある。地域や青少年向けへの活動もニーズが高い。

#### d. 日本に住む外国人

国際化の中、就職、子どもの教育、人権など生活問題に関わる活動は多岐にわたる。

#### 共に生きる地域づくりをめざした、地域密着型の活動も…

地域でのたすけあい、ふれあい、介護予防などをめざした小地域単位での「ふれあいいいきサロン」や「宅老所(ミニディ)」などが行われています。

### III. 活動の内容

#### a. 身体を使って

例えば、施設で洗濯や車いすの修繕、送迎活動など利用者の間接的な援助。草刈りや花壇作り、災害救援や、スポーツ、レクリエーション、環境保全のための清掃活動など数え切れない。

#### b. 収集活動

古新聞、使用済み切手、ベルマーク、アルミ缶などを収集して、整理する活動。施設や団体の運営資金や備品の購入に充てたり、開発途上国の支援に役立てられる。

#### c. 募金活動

ボランティア活動を進める上で財源は重要な要素である。募金に応じるだけでなく、自ら募金活動に参加してもよい。募金活動は細心の注意を払い誤解を招かないようにしたい。

#### d. 広報活動

活動への理解を深めてもらうために、講演会やワークショップの開催、映画上映、情報誌の発行やインターネットの利用などの情報発信は活動の輪を広げる大切な活動である。

### IV. 時間・期間はどれくらい

#### a. 一日

単発のイベントへの参加は、参加する側にとって制約が少ない分取組みやすい。その後の活動参加のきっかけともなる。

#### c. 定期的に

週に一回、月に一度など定期的な活動は、相手や機関にとって担い手として期待を持たれ、ボランティア活動を自分の生活の一部として定着させるよい機会ともなる。

#### b. 数日

2~3日間の行事(宿泊を伴うもの)に参加してみる。援助を必要とする人の日常に触れることもでき、理解を深めることにもなる。

#### d. 不定期

いつでも、どのくらいと決めにくい人もいる。帰宅後の余暇の時間などを使い、点訳作業や収集ボランティアなどが可能。

◆ ボランティア活動といっても内容はさまざま、どんな活動をしたいか明確にすることが大切です。

◆ どんな活動があるのか、ひょうごボランティアプラザの情報システム「コラボネット」を使って検索してみよう(URLは裏表紙に記載しています)。



## ボランティア活動をする上で気をつけたいこと

### チェック1 利用者の気持ちを大切にしよう!

ボランティア活動は、「共感」(気づき)が出発点となります。利用者の気持ちを尊重することは、ボランティア活動の基本といえます。

ボランティア活動を単なる「自己満足」に終わらせないためにも、いつも心に留めておく必要があります。



### チェック2 プライバシーを守ろう!

ボランティア活動で知り得た利用者の個人的な情報は、絶対に第三者に漏らしてはなりません。利用者との信頼関係も崩れてしまいます。



### チェック3 心配なことは、相談しよう!

ボランティア活動を進める上で、さまざまな課題に直面する場合があります。

ボランティア経験のある人は、それらの課題を乗り越えて活動しています。課題に直面したら、一人で悩まずに相談してみましょう!



### チェック4 関係を深めよう!

ボランティア同士のつながりは、活動する上での財産となります。

相互に刺激しあうことで、考え方の幅も広がります。積極的にネットワークを広げましょう!



### チェック5 「気づき」を家族や友人に話しましょう!

ボランティア活動で感じたことや体験を家族や友人に話したり、記録にまとめてみましょう。自分の体験を言葉や文字にすることで、新たな「気づき」があるかもしれません。



### チェック6 自分のことをもっと深く知ろう!

ボランティア活動は、「自分のこと」にも気づかせてくれます。これまでの価値観を揺るがすことがあるかも知れません。それらを素直に受けとめれば、新しい自分自身に出会えるかも…。



### チェック7 私たちの地域を知ろう!

ボランティア活動の原点は、私たちの地域を知ることからはじまります。どんな人が暮らしているか、どんな課題があるか、少し意識を向けるだけでも、地域を見る目が変わります。そこから新しい活動が見つかる場合もあります。







## ボランティアセンターの機能

### ● ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を希望する人に活動先（福祉施設や団体・個人など）を紹介したり、ボランティアを求める人との橋渡しをします。

### ● ボランティア活動に関する相談・情報の提供

ボランティア活動についてのさまざまな情報を提供します。また、ボランティア活動に関する問合せや相談も行っています。

### ● ボランティア講座・研修会の開催

ボランティア活動を始めたい人に各種講座を開催しています。また、活動中のボランティアのスキルアップのための研修会も開催しています。

### ● ボランティアの登録

ボランティア登録を行っています。登録は、個人登録とグループ登録があり、登録すると、各種講座・研修等の案内やボランティア情報誌など、各種情報が届けられます。

### ● ボランティアグループへの支援（活動支援・組織化・資金助成）

ボランティア講座の受講者を対象にして、グループ活動の紹介を行っています。ボランティアグループへは、各種研修会の開催や貸出し機材、各種助成金情報の提供などの支援を行っています。また、ボランティアグループのネットワーク化も図ります。

### ● 調査・研究

住民のボランティア活動に関する意識調査やボランティアグループの活動実態調査のほかに、地域の高齢者・障害者などの支援を必要としている方を対象に生活課題（ニーズ）を把握するための調査・研究を行っています。

### ● ボランティア活動の啓発（福祉学習・教育活動）

児童・生徒を対象に福祉教育活動を推進するとともに、住民を対象とした福祉学習、ボランティア講座や講演会などの開催、広報紙やパンフレットによる啓発活動を行っています。

### ● ボランティア・市民活動災害共済の窓口

ボランティア活動に安心して取り組めるよう、ボランティア・市民活動災害共済や行幸用保険・移送サービス保険などの窓口事務を行っています。ボランティア・市民活動災害共済等への加入は、随時受け付けています。

〈ただし、必ずしも以上のすべての機能があるとは限りません。〉



## ボランティアセンターへ行こう!!

ボランティアセンターは兵庫県内のすべての市区町社会福祉協議会に設置され、ボランティアコーディネーターが配置されています。



ボランティアをしてみたい。どんな活動がどんな場所でおこなわれているんだろう？どこで聞けばいいの？

### コーディネーターに相談してみましよう

通常、技術や資格は必要ありません。ただ手話や点字など、より専門的な技術や資格を身につけるために講座や教室が開催されています。また英会話や茶道など特技を生かした活動もあります。

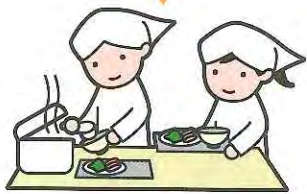


活動するには特別な技術や資格は必要ですか？

やりたい活動が決まっている人・入りたいグループがある人は・・・

まず勉強したい、体験したい人やどんな活動をしようか迷っている人は・・・

### ウォーミングアップしましょう!



グループの活動に参加する



ボランティア経験者にも相談してみる



講座や体験学習に参加する



個人ボランティアとして活動する



グループの活動や施設などを見学する

☆自分に合った活動を選びましょう→長く続けられる活動

☆活動を通して新たな自分に気づくことや、興味・関心が広がることもたくさんあります。



## 県内ボランティアセンターの連絡先

ボランティアセンターは各市区町社会福祉協議会に設置されています。

地域	市区町名	住所	電話
神戸	神戸市	神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター1階	078-271-5306(直)
	東灘区	神戸市東灘区住吉東町5-2-1 東灘区役所1階	078-841-6941(直)
	灘区	神戸市灘区桜口町4-2-1 灘区役所6階	078-843-7040(直)
	中央区	神戸市中央区雲井通5-1-1 中央区役所5階	078-232-1447(直)
	兵庫区	神戸市兵庫区荒田町1-21-1 兵庫区役所本館3階	078-579-3304(直)
	北区	神戸市北区鈴蘭台西町1-25-1 北区役所2階	078-593-9910(直)
	長田区	神戸市長田区北町3-4-3 長田区総合庁舎2階	078-574-2408(直)
	須磨区	神戸市須磨区大黒町4-1-1 須磨区総合庁舎内	078-731-8922(直)
	垂水区	神戸市垂水区日向1-5-1 垂水区役所内	078-709-1333(直)
	西区	神戸市西区玉津町小山字川端180-3 西区役所4階	078-929-0047(直)
阪神南	尼崎市	尼崎市東大物町1-1-2	06-6481-7733(直)
	西宮市	西宮市津門川町2-28 西宮市福祉会館4階	0798-23-1142(直)
	芦屋市	芦屋市呉川町14-9	0797-32-7530(代)
阪神北	伊丹市	伊丹市広畑3-1 いぎいきプラザ2階	072-780-1045(直)
	宝塚市	宝塚市売布東の町12-7 ぶらざこむ1内	0797-86-5001
	川西市	川西市火打1-1-7 ふれあいプラザ3階	072-759-5200(代)
	三田市	三田市川除675	079-564-0410(直)
	猪名川町	川辺郡猪名川町北田原字南山14-2	072-766-1200
東播磨	明石市	明石市貴崎1-5-13 明石市立総合福祉センター内	078-924-9105(直)
	加古川市	加古川市加古川町寺家町177-12 加古川市総合福祉会館内	079-424-4318(代)
	高砂市	高砂市高砂町朝日町1-2-1 高砂市福祉保健センター内	079-442-4047(直)
	稲美町	加古郡稲美町加古4369-3	079-492-8668(直)
	播磨町	加古郡播磨町南大中1-8-41	079-435-1712

地域	市区町名	住所	電話
北播磨	三木市	三木市末広1-6-46	0794-83-0090(直)
	小野市	小野市王子町801	0794-63-2575(代)
	西脇市	西脇市和布町277-1	0795-22-5400(代)
	加西市	加西市北条町古坂1072-14 加西市健康福祉会館内	0790-43-8133(直)
	加東市	加東市社26	0795-42-2006(直)
	多可町	多可郡多可町中区靴屋434-11	0795-32-3425(直)
中播磨	姫路市	姫路市安田3-1 姫路市自治福祉会館内	079-222-4212
	神河町	神崎郡神河町粟賀町630	0790-32-2303(直)
	市川町	神崎郡市川町甘地323-1	0790-26-1988
	福崎町	神崎郡福崎町西治474-6	0790-23-0300(代)
西播磨	たつの市	たつの市龍野町富永410-2 たつの市はつらつセンター内	0791-63-5106(代)
	相生市	相生市旭1-6-28 相生市立総合福祉会館内	0791-23-2666(直)
	赤穂市	赤穂市中広267	0791-42-1397(代)
	宍粟市	宍粟市一宮町閭賀300 一宮保健福祉センター内	0790-72-8787
	太子町	揖保郡太子町老原102-1	079-276-6632(直)
	上郡町	赤穂郡上郡町上郡500-5 役場第3庁舎	0791-52-2910(代)
	佐用町	佐用郡佐用町東徳久1946	0790-78-1212(代)
	豊岡市	豊岡市日高町祢布891-2	0796-43-1333(代)
但馬	養父市	養父市八鹿町八鹿1675(※)	079-662-0160
	朝来市	朝来市山東町楽音寺95	079-676-5213
	香美町	美方郡香美町香住区森31-1 香住地域福祉センター1階	0796-39-2050(代)
	新温泉町	美方郡新温泉町湯1019	0796-92-1866
	丹波	篠山市	篠山市網掛301
丹波市	丹波市氷上町常楽209-1	0795-82-4631	
淡路	洲本市	洲本市山手2-2-26	0799-26-0022(代)
	南あわじ市	南あわじ市広田広田1064	0799-44-3007(代)
	淡路市	淡路市志筑3119-1	0799-62-5215(直)

(※) 養父市八鹿町下網場320(平成21年6月1日から)



## 生活協同組合コープこうべのボランティアセンター

生活協同組合コープこうべが開設しているボランティアセンターです。

詳細はコープこうべ生活文化・福祉部にお問い合わせください。 078-412-2081

名称	連絡先(住所・電話)
コープ活動サポートセンター宝塚	宝塚市売布2-5-1 ビビアめふ内2階 0797-83-1017
コープ活動サポートセンター塚口	尼崎市塚口町1-16-1 コープ塚口2階 06-6429-2411
コープ活動サポートセンター西宮	西宮市甲風園1-8-1 0798-67-8927
コープ活動サポートセンター住吉	神戸市東灘区田中町5-3-18 生活文化センター2階 078-412-7850
コープ活動サポートセンター神戸北	神戸市北区日の峰2-3-1 神戸北町センタービル3階 078-583-4911
コープ活動サポートセンター兵庫	神戸市兵庫区駅南通5-1-2-100 コープ兵庫2階 078-652-2206
コープ活動サポートセンター明石	明石市大明石町2-1-29 078-914-2039
コープ活動サポートセンター姫路	姫路市三左衛門西の町67 079-222-2294
コープ活動サポートセンター相生	相生市旭3-7-6 コープデイズ相生内 0791-22-2114
コープ活動サポートセンター豊岡	豊岡市加広町7-32 コープデイズ豊岡内 0796-24-1266
コープ活動サポートセンター柏原	丹波市柏原町母坪335-1 コープ柏原内 0795-73-1923



## 市町域の支援機関 (市町設置のボランティア・市民活動センター)

平成21年2月28日現在の設置状況です。

このほかにも市町域で設置が進んでいますので地元の市町にお問い合わせください。

地域	名称	連絡先(住所・電話)
神戸	協働と参画のプラットフォーム	神戸市中央区加納町6-5-1 1号館24階 078-321-3921
	神戸市コミュニティ相談センター	神戸市中央区元町通4-2-14 神戸市立こうべまちづくり会館4階 078-361-4565
	こうべまちづくりセンター	神戸市中央区元町通4-2-14 神戸市立こうべまちづくり会館 078-361-4523
	神戸市市民活動総合支援拠点	神戸市中央区吾妻通4-1-6 078-230-8511
阪神南	西宮市市民交流センター	西宮市高松町20-20 0798-65-2251
	あしや市民活動センター	芦屋市精道町5-11 0797-57-0511
阪神北	伊丹市立市民まちづくりプラザ	伊丹市西台1-1-1 伊丹阪急駅ビル「リータ」3階 072-780-1234
	川西市市民活動センター	川西市小花1-8-1 ジョイン川西 2階 072-759-1826
	三田市まちづくり協働センター 市民活動推進プラザ	三田市駅前町2-1 三田駅前一番館(キッピーモール)6階 079-559-5168
東播磨	あかし市民活動コーナー	明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階 078-918-5606
	加古川駅南まちづくりセンター	加古川市加古川町寺家町45 加古川産業会館(JAビル)4階 079-424-9395
北播磨	小野市うるおい交流館(エクラ)	小野市中島町72 0794-62-5080
	加西市地域交流センター	加西市北条町北条28-1 アステアかさい3階 0790-42-0106
但馬地域	豊岡市民プラザ	豊岡市大手町4-5 アイティ7階 0796-24-3000
	やぶ市民活動センター	養父市八鹿町八鹿1219-5 ショッピングタウンペア2階 079-662-6255



## 兵庫県ボランティア・市民活動災害共済のご案内

この共済は、ボランティア活動中、ボランティア自身がケガをした（傷害事故）、他人にケガをさせてしまった・他人の物を壊してしまった（賠償事故）などの事故に備えていただくものです。

① 傷害保険金	本人の事故	保険金支払金額	保険金をお支払いする場合	具体的な例	
		死亡	2,774千円	活動中のケガのため、事故の日から180日以内に死亡された場合	ボランティア活動に向かう途中、車にはねられ死亡した場合
② 賠償責任保険金	対人・対物事故	後遺障害	2,774千円 (限度額)	活動中のケガのため、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	外出介助中、誤って階段から転落し、半身不随の障害を負った場合
		医療 通院1日	6,000円	活動中のケガのため、通院または入院して医師の治療を受けた場合  ※手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額をお支払いします。	給食サービス活動中、溝に落ち足を骨折した場合
		入院1日	10,000円		
手術	400千円 (限度額)				
③ 見舞金	対人・対物事故	対人・対物共通	5億円 (限度額)	第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	外出介助中、誤って車いすを転倒させ、利用者を負傷させてしまった場合
		免責金額	なし	第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	友愛訪問活動中、訪問先の花瓶を誤って割ってしまった場合
④ 見舞金		死亡見舞金	給付金額 100千円	活動中、ボランティア自身が死亡し、傷害保険金の支払対象とならない場合	ボランティアの研修参加中、気分が悪くなり病院に運ばれたが、心不全で翌日亡くなられた場合

### ●掛金

1名につき500円(年度内であれば、いつご加入いただいても500円です)

※掛金の内、480円は三井住友海上火災保険株式会社の「ボランティア活動保険」(傷害担保条項・賠償責任担保条項)の保険料に充当しています。死亡見舞金は、兵庫県社会福祉協議会が独自に運営しています。

### ●補償期間

毎年4月1日0時から翌年3月31日24時までです。

4月1日以降の加入は、受付窓口の市区町社会福祉協議会が受け付けた翌日から補償されます。

### ●加入対象者

①社協に登録された、団体に所属するボランティアおよび個人ボランティア。

②社協に登録された「ボランティア活動を推進している機関・団体」の役員および役員に準ずる方。

### ●加入方法・事故対応

①所定の用紙にご記入のうえ、加入者名簿および掛金を添えて、最寄りの市区町社会福祉協議会ボランティアセンターにご提出ください。

②事故が起きた場合には、ただちに、加入手続きをした市区町社会福祉協議会に連絡し、事故の日から30日以内に「事故届出および証明書」を提出してください。



## NPO法人設立の相談窓口

各団体により相談内容、料金、実施時間帯が異なりますので、直接団体までお問い合わせをお願いいたします。

地域	名称	連絡先(住所・電話)
神戸	生きがいごとサポートセンター 神戸東(ワラビー)	神戸市東灘区住吉本町2-13-1 森田ビル3階 078-841-0387
	生きがいごとサポートセンター 神戸西(NEXT)	神戸市須磨区須磨寺町2-2-4 078-731-2251
	市民活動センター神戸	神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル3階 078-367-3336
阪神南	生きがいごとサポートセンター 阪神南(UN)	尼崎市御園町5 尼崎土井ビルディング2階 06-6412-8448
	コミュニティ事業支援ネット(コミサポ)	西宮市榑塚町2-20 西宮商工会館本館3階 0798-23-3738
	西宮市市民交流センター	西宮市高松町20-20 0798-65-2251
	あしや市民活動センター	芦屋市精道町5-11 0797-57-0511
阪神北	生きがいごとサポートセンター 阪神北(コミュニティ・デザイン・カフェ)	宝塚市栄町2-1-1 ソリオ1 3階 0797-87-4350
	伊丹市立市民まちづくりプラザ	伊丹市西台1-1-1 伊丹阪急駅ビル「リータ」3階 072-780-1234
	三田市まちづくり協働センター 市民活動推進プラザ	三田市駅前町2-1 三田駅前一番館(キッピーモール)6階 079-559-5168
	市民事務局かわにし	川西市小花1-8-1 ジョイン川西2階 072-774-7333
播磨	東播磨生活創造センター(かこむ)	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 079-421-1136
	生きがいごとサポートセンター 播磨東(ウェキス)	明石市小久保120-55 サバービアシティ21-A棟102号 078-926-0085
	生きがいごとサポートセンター 播磨西	姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館4階 079-224-8900
	小野市うるおい交流館(エクラ)	小野市中島町72 0794-63-8156
	加西市地域交流センター	加西市北条町北条28-1 アステアかさい3階 0790-42-0106
但馬	市民オフィスやぶ	養父市八鹿町八鹿1219-5 ショッピングタウンベア2階 079-662-6255

このほか、ひょうごボランティアプラザでも実施しています。詳細はお問い合わせください(連絡先は裏表紙に記載しています)。